第二十二条中「ため」の下に「、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援」を加える。
第二十四条中「文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）」を「文化芸術団体」に改める。
第二十八条の見出し中「配慮」を「配慮等」に改め、同条に次の一項を加える。
2　国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。
第二十九条の次に次の一条を加える。
（調査研究等）
第二十九条の二　国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
第三十一条中「措置」の下に「、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援」を加える。
第三十二条第一項中「学校」を「学校等」に改め、「社会教育施設」の下に「、民間事業者」を加え、同条第二項中「学校」を「学校等」に改め、「医療機関」の下に「、民間事業者」を加える。
第三十四条中「の振興」を削る。
第三十五条中「の振興のために必要な」を「に関する」に改める。
本則に次の一章を加える。

第四章　文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）
第三十六条　政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。
（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）
第三十七条　都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附　則

（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条（第五号に係る部分に限る。）の規定は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成二十九年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）
第二条　政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
（文部科学省設置法等の一部改正）
第三条　次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。
一　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第二十一条第一項第五号
二　コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第三条第三項
三　海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）第二条第三項
四　劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）前文第九項及び第一条
五　障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第一条

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄
文部科学大臣　松野　博一
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　山本　有二

農業災害補償法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年六月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十四号

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業保険法

目次を次のように改める。

第一章　総則（第一条―第十九条）
第二章　農業共済団体の組織
第一節　組合員（第二十条―第二十五条）
第二節　設立（第二十六条―第三十六条）
第三節　管理（第三十七条―第六十四条）
第四節　解散及び清算（第六十五条―第九十条）
第五節　特定合併及び事業譲渡（第九十一条―第九十六条）
第三章　農業共済事業等
第一節　農業共済事業
第一款　通則（第九十七条―第百三十四条）
第二款　農作物共済（第百三十五条―第百三十九条）
第三款　家畜共済（第百四十条―第百四十六条）
第四款　果樹共済（第百四十七条―第百五十一条）
第五款　畑作物共済（第百五十二条―第百五十六条）
第六款　園芸施設共済（第百五十七条―第百六十一条）
第七款　任意共済（第百六十二条・第百六十三条）
第二節　農業共済責任保険事業（第百六十四条―第百七十四条）
第四章　農業経営収入保険事業（第百七十五条―第百九十条）
第五章　政府の再保険事業等
第一節　農業共済責任保険事業に係る再保険事業（第百九十一条―第百九十九条）
第二節　農業共済事業に係る保険事業（第二百条―第二百三条）
第三節　農業経営収入保険事業に係る再保険事業（第二百四条―第二百七条）
第六章　監督（第二百八条―第二百十三条）
第七章　独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務（第二百十四条―第二百二十条）
第八章　補則（第二百二十一条―第二百二十六条）
第九章　罰則（第二百二十七条―第二百三十一条）
附則

第一条を次のように改める。

（目的）
第一条　この法律は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によつて農業者が受けることのある損失を補塡する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によつて農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業保険の制度を確立し、もつて農業の健全な発展に資することを目的とする。